

事 務 連 絡

平成15年10月1日

各都道府県教育委員会施設主管課 御中

文部科学省大臣官房文教施設部施設企画課
文部科学省初等中等教育局施設助成課

学校におけるアスベスト（石綿）対策について

学校の室内環境は安全で快適なものとする必要があることから、従来より、アスベスト（石綿）対策については、「アスベスト（石綿）による大気汚染の未然防止について（通知）」（昭和62年11月11日付け62国施指第4号）、及び「吹き付けアスベスト（石綿）粉塵飛散防止処理技術等に関する参考資料の送付について（通知）」（昭和63年7月9日付け63国施指第4号）等により適切な対応をお願いしてきているところであります。

このたび、各学校等における最近の対策状況等を踏まえ、別紙のとおり、学校におけるアスベスト対策に関連する留意事項を取りまとめましたので、より一層のご配慮をお願いします。また、アスベスト対策工事に係る国庫補助制度を活用してアスベスト対策が推進されるようお願いします。

さらに、このことについて、域内の市区町村教育委員会に対しても周知されるよう併せてお願いします。

問合わせ先

〔施設の整備に関すること〕

大臣官房文教施設部施設企画課指導第二係

電話 03-5253-4111 (内線 2292)

〔国庫補助制度に関すること〕

初等中等教育局施設助成課技術係

電話 03-5253-4111 (内線 2078、2051)

1. アスベスト対策の留意事項について

- (1) 「特定化学物質等障害予防規則」(昭和47年9月30日労働省令第39号)が平成7年1月26日に改正され、石綿を1%を超えて含有する「吹付けロックウール」、「吹付けひる石」、「パーライト吹付け」、「発泡けい酸ソーダ吹付け石綿」等についても「労働安全衛生法」等の規制の対象とされていること。
- (2) 経年変化で劣化したり、ひっかくなどにより損傷のある吹き付け材の場合、建築物内のアスベスト繊維の濃度が周辺環境大気中の濃度より高くなっている可能性があり、その際は、適切な処置を検討する必要があること。
- (3) 除去工事等の実施にあたっては、アスベストの環境大気中への排出抑制等について配慮するとともに、関係法令及び関係省庁の通知等を遵守し、地方公共団体の大気保全部(局)等関係部局と十分連絡調整のうえ、適切な作業を行うこと。
また、既存建築物へ施工された吹付けアスベストに関する調査・診断方法及び粉じんの飛散防止の処理方法については、「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説」(日本建築センター)や「建築物解体等に伴う石綿飛散防止対策について」(環境省)等を参考として適切に行うこと。

2. アスベスト対策工事に係る国庫補助制度について

- (1) 大規模改造事業(法令等に適合させるための内部改造工事)
アスベスト対策工事(除去、封じ込め、囲い込み)について補助対象としている。
- (2) 大規模改造事業(老朽施設改造工事)
大規模な老朽改修工事等を実施する際のアスベスト対策工事(除去、封じ込め、囲い込み)について補助対象としている。
- (3) 改築事業
改築の際のアスベスト撤去工事費について補助対象としている。

(主な関連法令)

- 労働安全衛生法(昭和47年6月8日法律第57号 平成15年7月2日改正)
労働安全衛生法施行令(昭和47年8月19日政令第318号 平成13年3月28日改正)
特定化学物質等障害予防規則
(昭和47年9月30日労働省令第39号 平成13年7月16日改正)
大気汚染防止法(昭和43年法律第97号 平成15年6月18日改正)
廃棄物の処理及び清掃に関する法律
(昭和45年法律第137号 平成15年6月18日改正)

(主な参考文献等)

- 既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説
日本建築センター 平成4年7月
建築物解体等に伴う石綿飛散防止対策について
環境省環境管理局大気環境課 平成13年3月